

# 鳥取縣公報

條例

◆鳥取縣條例第四十五号

圖書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第十條の規定により鳥取縣立圖書館設置條例を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立圖書館設置條例

第一條 鳥取縣立圖書館は、圖書館法第二條に規定する目的をもつて設置し、同法第三條に規定する圖書館奉仕の業務を行う。

第二條 鳥取縣立圖書館を次のように設置する。

名 称

位 置

鳥取縣立鳥取圖書館

倉吉分館 東伯郡倉吉町

同 米子分館 米子市久米町

日野分館 日野郡根雨町

第三條 この條例に定めるもの外、圖書館の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月三十日から適用する。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣條例第四十六号

鳥取縣溫泉審議會條例を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣溫泉審議會條例

第一條 溫泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十

九條の規定による鳥取縣温泉審議会（以下審議会といふ）は、知事の諮問に応じ温泉及びこれに関する行政について調査審議することを目的とする。

（構成）

第二條 審議会は委員十五人以内でこれを組織する。

2、特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

3、前項の臨時委員は五人以内とする。

第三條 委員及び臨時委員は関係行政の官吏又は吏員、

温泉に関する事業に從事する者及び学識経験のある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2、温泉に関する事業に從事する者及び学識経験のある者のうちから任命又は委嘱する。

3、臨時委員は特別の事項の調査審議が終了したときは退任するものとする。

4、委員は臨時委員に職務遂行上の支障あり又は委

員若しくは臨時委員たるにふさわしくない行為があつたときは前二項の規定にかかわらず知事は審議会の意見をきいてこれを解任することができる。

（会長及び副会長）

第四條 審議会に会長を置く。

2、会長は委員の互選によりこれを定める。

3、会長は会務を総理し会議の議長となる。

4、会長に事故があるときは委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

（議決方法）

第五條 審議会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2、議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

3、幹事及び書記若干名を置く。

第六條 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2、幹事及び書記は関係行政の官吏又は吏員のうちから知事がこれを任命する。

（幹事及び書記）

3、幹事の二公衆浴場を設置しようとするときは既設浴場から三百米以上離れていなければならぬ。但し土地の状況、その他公衆衛生上特に設置を必要と認める場合はこの限りでない。

- 3、幹事は会長の指揮を受けて庶務を整理する。
- 4、書記は上司の指揮を受けて庶務に從事する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

◆鳥取縣條例第四十七号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第十九号鳥取縣公衆浴場取締條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條の次に次の一條を加える。

告示

示

◆鳥取縣告示第三百九十九号

家畜商法第七條により次の者に對し家畜商の免許を取消した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條の次に次の一條を加える。

登録番号	取消年月日	取消したものの住所	氏名
九		郡市町村大字番地	
一二五	二五、四、一	鳥取 蒲生	五九四 奥田 順勝
三五	二五、四、一〇	八頭 隼 福井	二一四 上田 長藏
五一	同 一、三一	国英 片山	一六一 谷 虎治
		蒲生 中村万壽雄	
		五三五	奥田 順勝

01010

六三	二五、一、一	同	若櫻 高野 三九八	厨子勇五郎
二九九	四、一〇	同	丹比 德丸一、六三三	尾崎 虎治
三〇三	三、一五	同	國英 山手 二二二	山根 重藏
三〇三	四、二〇	東伯	下中山 國中一二三ノ一	山西 勇藏
一四〇	三、三一	同	上小鴨 上古川 一六一	前田 尊義
一四四	三、二七	同	南谷 松河原 一七二	石川辰藏
一五七	三、三〇	同	浦安 下伊勢 五七〇	谷田 又藏
一五八	一、二三	同	金市 二三七	尾古 藤一
二七八	三、一〇	同	山守 八橋	福永 清市
二九一	三、二一	同	大誠 八橋	田中 久藏
三〇三	三、二二	同	東園 四三三	金山 廣美
二六六	三、二三	同	明高 八四六	篠原三十郎
二七一	五、二	同	八橋	加登脇重雄
二八五	四、五	同	浦安 下伊勢 四二〇	岡田利三郎
三一一	三、三一	同	西園一、〇九〇	上前源太郎
二六六	四、五	同	江尾一、九二五	黒田 森藏
二七一	三、三一	同	江尾一〇一ノ一	西村 熊藏
二八五	四、六	米子	上萩山四八六ノ四〇	
三一一	四、六	富士見二丁目	八三ノ二	

## ◆鳥取縣告示第四百号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 現本籍地 西伯郡成実村橋本二四七番地  
 前本籍地 西伯郡成実村橋本二四七番地

昭和二十五年六月二十六日婚姻により前姓「前川」  
 を「田中」に並びに本籍地変更により昭和二十五  
 年七月七日名簿訂正方願い出たので同年同月二十  
 一日名簿訂正

木 村 孝 子

昭和四年十二月八日生

大正十一年二月十日生

大正十一年二月十日生

本籍地 東伯郡泊村大字原四九七番地

現住所 東伯郡上井町上井二一三ノ二番地 足立作郎方

昭和二十五年七月二十一日第一・五一三号

昭和二十五年七月二十一日第一・五一二号

◆鳥取縣告示第四百一號  
 助產婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年八月十五日

木 村 孝 子

昭和四年十二月八日生

大正十一年二月十日生

大正七年一月十七日生

## ◆鳥取縣告示第四百一號

助產婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年八月十五日

昭和二十五年五月二十二日岡山縣へ転住により同

本籍地 岡山縣眞庭郡湯原町湯本一三九番地  
 住所 鳥取市西町九〇ノ一小田大吉方

年七月十五日名簿取消方願い出たので昭和二十五

年七月二十一日取消

記

進 弘 枝

大正十五年七月一日生

◇鳥取縣告示第四百三号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、西伯郡逢坂村大字塩津字前田一五三番及び一五三ノ

一番地先不認定道路敷十坪

(図面は土木部經理課保存)

◆鳥取縣告示第四百四号

冷水温障害防止施設事業補助要項を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

水温障害防止施設事業補助要項

- 第一 かんがい水温過冷に因る水稻の減收を防止するため水温上昇施設を行う者に対しこの要項によつて予算の範圍内で補助金を交付する。但し別に國又は縣から補助金又は奨励金を受けるときは交付しない。
- 第二 補助金は冷水温障害防止施設事業費の五割以内を交付する。

- 第三 補助金の交付を受けようとするものは別記第一号様式の願書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 一、設計書
- 二、事業施行について議決又は同意を要するものはその書類
- 三、收支予算書
- 四、共同で事業を行う場合は代表者を定めこれを証する書類
- 第五 設計書を変更するときは別記第一号様式によつて認めたとき

- 第四 知事は補助金の交付を適當と認めたときは條件を定めて指令書を交付する。

- 第六 設計書を変更するときは別記第一号様式によつて認めたとき

知事に届け出なければならない。  
知事は前項の届け出があつた場合必要があると認めたときは計画の変更その他必要な命令をすることができる。

第七 補助金を請求しようとするものは毎四半期終了後直ちに別記第三号様式によつて請求書を知事に提出しなければならない。

第八 補助金は実施検査の上査定して交付する。

第九 知事は補助金の交付を受けるものに対しては職員に書類、会計、物件、工事等を検討させて指導監督上必要な処置をとらせることができる。

第十 知事は工事検査のため必要があるときは工事の一部をこわせることがある。この場合その部分の復旧費は事業者が負担するものとする。

第一号様式

附 則

この要項は昭和二十五年四月一日から適用する。

冷水温障害防止施設事業補助願

標記の事業を施行致しますから冷水温障害防止施設事業補助要項によつて補助して下さいますよう御願い致します。

第十 次の各号の一に該当するときは補助金交付の指令は

第十 次の各号の一に該当するときは補助金交付の指令は

01014

## 第二号様式

冷水温障害防止施設事業設計書変更届

昭和 年 月 日 鳥取縣受耕第号補助指令に基  
く設計書を別紙の通り変更致しますから関係書類を添  
えて御届け致します。

昭和 年 月 日

住所

知事 氏名 印

## 第三号様式

冷水温障害防止施設事業補助金請求書(第四回)

一金

昭和 年度事業の爲支出した金額 円に対する  
何分の何

昭和 年 月 日 鳥取縣受耕第 号補助指令  
に基く前記の補助金を交付下さるよう請求します。

昭和 年 月 日 住所

工種	予定施設量	前回実績	今回実績	終定期了	備考
科 目	当初より前回迄收入額	今回收入額	回		備考
建設業					一、工事施行後の土地利用状況を末尾に詳細に記入のこと
業者登録簿に変更登録した。					二、予定の数量を終了しなかつたものについてはその理由を備考欄に記入すること
建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように					
建設業者登録簿に変更登録した。					

01015

科 目	予算総額	支 出
施設設計	前回迄に支出した事業費額	支出
事業費額	事業費額	
		計
		残 額
		附 記

## 備考

附記欄には今回支出事業費の内訳を記載すること

## ◆鳥取縣告示第四百五号

氣高郡小鶴河村内縣道鶴峯浜村停車場線の起点に架設の  
橋梁を八月一日から次のように改名した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百七号

東伯地方事務所管内において縣稅検査章、縣稅滯納者財產差押証票及び檢稅吏員証を次のように返納した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分番号	交付年月日	返納年月日
七〇	昭和二十五年五月三十日	同七月十七日
同 二三	同七月十七日	同 同
同 同	同宮川	同民夫

## ◆鳥取縣告示第四百六号

旧名 改名

小別所橋 鶴峯大橋



01018

## 一、指定の場所

東伯郡倉吉町新町三丁目  
一〇六四の六

## 二、建築線の延長

一五、九メートル

## 三、建築線間の距離

四、〇メートル

## 四、図面

(省略)

## 五、申請人の住所氏名

鳥取市新町五〇

## 六、申請人の住所氏名

鳥取米油株式会社

社長 繩谷誠三郎

## 七、指定の場所

鳥取市行徳二五の一、二五の二、  
二六の四、二六の六、二六の八、  
四一の三、四二の三、四二の四

## 八、建築線の延長

一六九、四五メートル

## 九、建築線間の距離

四メートル及び五メートル

## 十、図面

(省略)

## 十一、申請人の住所氏名

鳥取市今町一丁目一

竹内源佐男

## 十二、指定の場所

鳥取市今町一丁目一番地、二番地

三三、〇メートル

## 十三、建築線の延長

四、〇メートル

## 十四、建築線間の距離

四メートル

## ◆鳥取縣教育委員會規則第九号

図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第十一条及び  
第二十四条の規定により図書館の設置、廃止及び設置者  
変更の報告（届出）規則を次のように定める。

## 教育委員會規則

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會宛

## 図書館設置報告について

本市（町）（村）に図書館を設置しましたので図書館  
法第十一條の規定により左記事項を附し報告します。

第一條 図書館法（以下單に「法」という）といふ。）第  
十一條に定める報告は、第一号、第二号及び第三号の  
様式による。

第二條 法第二十四條に定める届出は、第四号、第五号  
及び第六号の様式による。

第三條 前二條の報告、届出事項に変更のあつた場合は、  
その都度報告又は届出をしなければならない。

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年七月  
三十日から適用する。

附 則

一、開館年月日

二、管理者の氏名

一、用地・建物の面積及び図面

一、図書館備品明細書

一、図書館設置條例寫

一、図書館規則寫

一、図書館協議会委員の氏名表

一、当該年度の事業及び歳入歳出予算書

一、その他参考となる事項

（記載上の注意）

第一号様式

年 月 日

市（町）（村）長 氏 名

併設の別を記載し建物の平面図を添付すること。

2、職員及び協議会委員の氏名を記載するときは、前者はその専任、兼任の別（兼任の場合はその本務にかかる役職名を附記）後者は法第十五條第一項各号の該当

所属團体名、職業、役職名、年齢を附記し、兩者共教職員適格審査に適格せる旨明示すること。

01020

## 第三号様式

年 月 日

(旧設置者) 氏 名印  
(新設置者) 氏 名印

鳥取縣教育委員会宛

## 図書館設置者変更報告について

本市（町）（村）設置にかかる○○図書館の設置者を左記の通り変更したので、図書館法第十一條の規定により左記事項を附し連署をもつて報告します。

鳥取縣教育委員会宛

## 図書館廃止報告について

○○市（町）（村）立○○図書館を廃止しましたので、

図書館法第十一條の規定により左記事項を附し報告します。

記

一、廃止した年月日

一、廃止した理由

一、廃止に関する議会の議決書寫

一、施設及び備品の処分方法

第四号様式  
年 月 日  
法人代表者 氏  
名印  
鳥取縣教育委員会宛

名印

01021

## 図書館設置届出について

第五号様式  
年 月 日  
法人代表者 氏  
名印  
鳥取縣教育委員会宛

本法人は図書館を設置したいので、図書館法第二十四

條の規定により左記事項を附し届け出ます。

記

一、名称

一、位置

一、開館しようとする年月日

一、設置者の名称又は氏名

一、用地、建物の面積及び図面

一、図書館規則寫

一、法第十四條にいう図書館協議会のようなものが

あれば、その名称、規則寫及び委員氏名表

一、職員氏名表

一、当該年度的主要事業及び経費予算

一、その他参考となる事項

(記載上の注意)

第一号様式記載注意を参照のこと

## 第六号様式

年 月 日

(旧法人代表者) 氏  
名印  
(新法人代表者) 氏  
名印

鳥取縣教育委員会宛

## 図書館設置者変更届出について

一、廃止しようとする年月日

一、廃止しようとする理由

一、廃止についての総会又は理事会の議決書寫

ます。

本法人設置にかかる○○図書館の設置者を左記の通り  
変更したいので、図書館法第二十四条の規定により所  
要事項を附し連署をもつて届け出ます。

## 記

## 一、旧設置者名

## 二、新設置者名

## 三、設置者変更の理由

## 四、その他参考事項

一 四月一日より九月三十日まで午前八時三十分より  
午後五時まで

二 十月一日より翌年三月三十一日まで午前九時より  
午後五時まで

前項の開館時間の変更は必要により鳥取縣立図書館長  
(以下單に「館長」という。)が行うことができる。

第三條 図書館の休館日は次の通りとする。

一年始 一月一日より一月五日まで

二 国の祝日

三 曝書期 秋季の間凡そ十日間

四 館内整理日 每月末日但し祝日又は日曜日に当る  
ときは前日に繰上げる

五年末 十二月二十八日より十二月三十一日まで

前各号の外事情上止むを得ないときは館長は臨時休館  
を除き五日以前にこの旨を掲示しなければならない。

第一條

鳥取縣立図書館(以下單に「図書館」という。)

の運営はこの規則による。

第二條 図書館の開館時間は次の通りとする。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣立図書館々則

鳥取縣教育委員會

△鳥取縣教育委員會規則第十號

鳥取縣立図書館々則を次のように定める。

第五條 前條に規定する相当の物をもつてこれに代えることができる。

第六條

前條に規定する義務を果さない者には、館長の指定する相当の物をもつてこれに代えることができる。

第七條

前條に規定する義務を果さない者は、館長において退館を命じ又は登館を禁ずることができる。

第八條

前條に規定する義務を果さない者は、館長において退館を命じ又は登館を禁ずることができる。

つり償しなければならない。

前項の現品をもつて弁償することができないときは、

館長の指定する相当の物をもつてこれに代えることができる。

△鳥取縣教育委員會規則第十一號

鳥取縣立図書館処務規程を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣立図書館処務規程

第一條 鳥取縣立図書館に次の職員を置く。

館長及び分館長

司書及び司書補

主事

技師

前項職員の外に、雇員、嘱託及び傭人を置くことができる。

第二條 館長は、館務を掌理し所属職員を指揮監督する。

司書は、館長若しくは分館長の命をうけて専門的事務に從事する。

第一條 この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年七月

三十日から適用する。

鳥取縣立鳥取圖書館々則(昭和六年七月鳥取縣令第四五号)は廃止する。

分館の休館日についてこの規定によることができな

司書補は、司書の職務を助ける。

主事及び技師は、館長若しくは分館長の命をうけてそれ／＼館務を分掌する。

雇員、嘱託及び傭人は、上司の命をうけてそれ／＼館務に從事する。

第三條 館長は、次の事項については教育長の認可をうけなければならない。

一 処務細則の設定廢改に關すること

二 館長の縣外出張に關すること

三 三日以上にわたる臨時閉館に關すること

四 その他重要な事項に關すること

第四條 館長は次の事項を専決することができる。

一 職員事務分掌に關すること

二 職員の出張に關すること

三 図書館協議会委員の招集に關すること

四 職員の服務に関する願、届の処理に關すること

五 職員の時間外勤務に關すること

六 婚又は委託にかかる図書教育参考品の收受に關する。

七 その他輕易な事項に關すること

第五條 館長は、前條に規定する事項の一部を更に分館長に委任することができる。

第六條 処務細則については、鳥取縣教育委員會處務細則(昭和二十四年三月鳥取縣教育委員會規則第七號)に準じて館長が別に定める。

#### 附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年七月三十日から適用する。

### 教育委員會訓令

#### ◆鳥取縣教育委員會訓令甲第一號

市　　町　　村　　長  
学　　國　　書　　館　　長  
教育委員會各支所長

次に掲げる訓令は、昭和二十五年七月三十日限り廢止する。

#### ◆鳥取縣訓令甲第二十一號(大正十一年十月)図書館施設要項

鳥取縣訓令甲第二十一號(大正十一年十月)図書館施設要項

鳥取縣訓令甲第十二號(昭和九年八月)町村立図書館施設要項

鳥取縣訓令甲第五十四號(昭和二十一年十一月)鳥取縣立鳥取縣訓令乙第八十七號(昭和五年六月)鳥取縣立鳥取圖書館分館規程

鳥取縣訓令甲第二十一號(大正十一年十月)図書館施設要項  
鳥取縣訓令甲第五十四號(昭和二十一年十一月)鳥取縣立鳥取圖書館分館規程  
昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員會告示第十一號

### 教育委員會告示

鳥取縣教育委員會

◇鳥取縣教育委員會告示第十二號

昭和二十六年度新制大學入学資格認定試験実施要項を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員會

昭和二十六年度新制大學入学資格認定試験実施要項  
昭和二十六年度に於ける新制大學入学資格認定試験はこの要項によつて実施する。

一、受験資格

1、旧制度の中等学校令による中等学校(中学校、高等学校、女学校、商業学校)の卒業者、但し同令第十九條によるものを除く(所謂乙種中等学校卒業者を除く)  
2、青年学校本科卒業者(修業年限三年未満の者を除く)  
3、専門学校入学者検定規定による試験検定に合格した者

例(昭和九年八月鳥取縣告示第四百二十六號)は、昭和二十五年七月三十日限り廢止する。

昭和二十五年八月十五日

01026

- 4、実業学校卒業程度検定規定による試験検定に合格した者

- 5、その他文部大臣において専門学校入学に關し、中

- 学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力がある

- と認定した者

- 6、昭和十九年三月三十一日までに修業年限五年の中

- 学校又は高等女学校の第四学年を修了した者、及文

- 部大臣においてこれと同等以上の学力があると認め

- た者

- 7、国民学校専科教員免許状又は国民学校初等科教員免許状を有する者

## 二、出願手続

- 1、受験者は、次の書類と共に受験料を出願期間内に試験事務取扱学校長宛提出する。但し郵便の場合、九月二十五日付の消印あるものは有効とする。

- A 受験願書

- B 受験票(寫真貼附)

- C 出身学校長による旧制中等学校卒業証明書、專

- D 受験料 二百五十円
- 2、試験事務取扱学校は、受験票に受付番号を記入して貼附書類に捺印を施し、これを受験者に返戻する。受験料の受領証はこれを以てかへる。
- 3、試験事務取扱学校

鳥取縣立東伯高等学校(鳥取縣東伯郡由良町字由良宿)

(宿)

## 三、日 程

- 1、出願期間 自九月十日 至九月二十五日

- 但し本年度の專檢、実検合格者からの受験願書の受付は試験前日までとする。

- 2、試験期日 十月六日(金)十月七日(土)午前十時より

## 3、時間割

月	時	間	記	事
第一月 第十日	一〇、〇〇		集合	注意
第一月 十一日	一一、四〇一一、四〇		国語	
第一月 十二日	一二、三〇一一四、〇〇		休憩	
第一月 十三日	一四、一〇一二五、四〇		数学	
第一月 十四日	一〇、〇〇		集合	
第一月 十五日	一一、一〇一一、四〇		理科	
第一月 十六日	一二、四〇一一二、三〇		休憩	
第一月 十七日	一四、一〇一二四、〇〇		社会	

月	時	間	記	事
第二月 十八日	一〇、〇〇		集合	
第二月 十九日	一一、四〇一一二、三〇		理科	
第二月 二十日	一四、一〇一二四、〇〇		休憩	
第二月 二十一日	一一、三〇一一四、〇〇		英語	
第二月 二十二日	一四、一〇		諸注意	

- 3、社会は次の科目の中からその一を選択する。  
西洋史、東洋史、人文地理、時事問題

- 4、数学同  
解説二、幾何

- 5、理科同  
物理、化学、生物、地学

- 6、外國語 英語

- 7、受験者は受験票の該当欄に選択志望科目を記入すること。

- 5、大学受験者は、この試験を受けた都道府県に於て、進学適性検査をうけなければならない。

- 6、受験願書、受験票用紙は、八頭、鳥取西、由良、米子東、日野、境各高等学校に準備してある。

- 2、試験問題の程度は新制高等学校卒業の程度とする。  
6、合格者発表方法 直接本人宛合格証を郵送する。

- 4、試験問題の範囲及び程度

- 1、試験は次の教科について行う

- 国語、社会、数学、理科、外國語

- 2、試験問題の程度は新制高等学校卒業の程度とする。

# 彙報

武生市に編入せられた。  
内 昭和二十五年八月一日より京都府何鹿郡綾部町、  
中筋村、吉美村、山家村、西八田村、東八田村及び  
口上林村を廢し、その区域をもつて綾部市を設置せられた。

- (一) 昭和二十五年七月一日より熊本縣八代市のうち築地一番町乃至築地十二番町の区域をもつて郡築村を設置せられた。

(二) 昭和二十五年七月一日より長野縣更級郡篠ノ井町、トウフクジセニリュウ東福寺村、川柳村を廢し、その区域をもつて更級郡篠ノ井町を設置せられた。

(三) 昭和二十五年六月十日より廣島縣賀茂郡造賀村のうち大字造賀の区域を廢止せられた。

(四) 昭和二十五年七月一日より神奈川縣横須賀市の中田逗市町区域をもつて三浦郡逗子町を設置せられた。

(五) 昭和二十五年七月六日をもつて福井縣今立郡国高を廢止し、その区域を昭和二十一年七月七日より

(四) 昭和二十五年七月一日より奈良縣生駒郡伏見村を古河市とせられた。  
(五) 昭和二十五年八月一日より茨城縣猿島郡古河町を伏見町とせられた。

(四) 昭和二十五年八月一日より鹿兒島縣揖宿郡頴娃村

を新丸町とせられた。

(内) 昭和二十五年八月一日より山梨縣南都留郡禾生村

大字四日市場字田代辻の内の一部を変更せられた。

三、地方事務所の移転について

(一) 昭和二十五年六月二十七日より徳島縣勝名地方事務所は左記に移転して執務している。

記

徳島市新藏町二丁目二十三番地

四、役場位置の変更について

(一) 昭和二十五年六月一日より栃木縣上都賀郡眞名子村役場が焼失したので六月十五日から当分の間役場の位置を左記の通り変更された。

旧位置 上都賀郡眞名子村一、〇六三番地  
新位置 同 一、〇八六番地

(二) 昭和二十五年六月十一日和歌山縣海草郡岡崎村役場が焼失したので六月十五日から當分の間役場の位置を左記の通り変更された。

記

01030

## 公 告

「鳥取縣公報」購読のおすすめ!!

鳥取縣公報は、縣條例、規則、告示、訓令及び選舉管理委員会、縣公安委員会、教育委員会、農地委員会、勞働委員會等の規則、告示その他の公表事項を掲載し、毎週二回（火曜日、金曜日）のほか号外を発行しております。統一して御購読になれば縣行政各般の周知に御便宜のことと存じます。御希望の向に對しては申込みによつて發行の都度お送りしますから至急御申込み下さい。

なお購読料は送料共一ヶ月百円で縣から納額告知書を差上げますからそれによつてお払込みをお願いします。

(廣報文書課)

昭和二十五年八月十五日印刷  
昭和二十五年八月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

印 刷 行

鳥 取 県

鳥 取 市

東 町

鳥 取 市

東 町

鳥 取 市

東 町

鳥 取 市

東 町

鳥 取 市

東 町